



2021年9月1日 No. 157 (毎月1日発行)

【台湾での新型コロナウイルス感染状況】

台湾では、5月に入ってから域内感染が広がり、第三級（第四級が最も厳しく外出制限がかかる）の警戒態勢が続いていました。しかし、現状では台湾全土の一日の感染者数が数名程度と低い水準が続いており、7月27日から第二級に緩められて以降、学校の再開、飲食店の店内飲食の再開等緩和が行われ、ほぼ5月以前の日常が回復しつつあります。ただし、店内飲食における人数制限、ソーシャルディスタンスの確保などにより、飲食業を中心として業績への影響は引き続き避けられない状況です。また、9月6日までこの第二級措置が続く予定ですが、それ以降もこの措置は継続される見通しです。

また、デルタ株流入を警戒し、海外からの台湾渡航の原則禁止・ビザ発給停止措置は引き続き継続され、再開のめどがたっていないなど、先が見通せない中でビジネスへの影響は引き続き続く見通しです。

【台湾への入境制限】

2021年5月19日から原則としてすべてのビザの発給を停止しており、第二級警戒態勢に下げられた7月27日以降もこの措置は継続されています。そのため居留証を持たない外国人の一時的な出張、長期滞在を前提とした駐在とともに、現在日本から台湾に渡航することはできません。また再開のめども立っていません。

【ノービザ滞在の再延長措置について】

8月11日内政部移民署は2020年3月21日以前に台湾に合法的に入境し、滞在期間が180日を超える場合は、30日間の滞在期間延長（14回目）を発表しました。延長には特段の手続きは不要であり、自動で延長されます。これにより既に台湾にいながら本来の滞在期間が過ぎてしまっていた外国人は、引き続き台湾滞在が可能です。ノービザ延長措置で滞在している日本人は自身がいつまで滞在可能か再度確認することをお勧めします。

【中間納税の免除申請】

台湾では多くの企業が12月決算ですが、その場合9月が中間納税となり、基本的には前年度納税額の50%を暫定納付します。しかし新型コロナ感染拡大により業績に影響を受けた企業は「紓困振興特別條例」に基づき、以下の条件のもと、中間納税の免除申請を行うことができます。

・感染者・死亡者速報通知(2021年8月31日付)

指揮中心快訊 資料更新日期
2021/08/31

Central Epidemic Command Center (CECC) Press Release

4 新增病例	3 本土 1 境外	835 累計死亡	15995 累計確診
------------------	----------------------------------	--------------------	----------------------

目前15995例(14528本土、1414境外、36敦睦艦隊、2航空器、1不明及14調查中)

中央流行疫情指揮中心今(31)日公布國內新增4例COVID-19確定病例，分別為3例本土及1例境外移入；另確診個案中新增1例死亡。

今日新增之3例本土病例(均非居家隔離期間陽性者)，為2例男性、1例女性，年齡介於30多歲至60多歲，其中1例於今年8/16發病，另2例於8/30發病。個案分布為新北市2例、台北市1例；其中2例關聯不明，1例疫調中，將持續進行疫情調查，以釐清感染源。

今日新增1例死亡個案(案16093)，為本國籍60多歲男性，8/8於越南確診，8/28搭乘醫療專機返臺後至醫院採檢並治療，8/29確診，8/30死亡。

近期確診個案解隔離情形，5/11至8/29累計公布14,784位確診個案中，已有13,676人解除隔離，解隔離人數達確診人數92.5%。

今日新增1例境外移入個案(案16105)，為英國籍30多歲男性，未接種COVID-19疫苗，自述6月曾於英國確診，8/17持搭機前三日內檢驗陰性報告來臺工作，入境後至集中檢疫所採檢陰性並檢疫，8/30日進行期滿前採檢，於今日確診。個案在臺期間並無症狀，集中檢疫期間無接觸他人，故無互列接觸者。

詳情請參考疾管署8/31新聞稿

中央流行疫情指揮中心 關心您



- ・紓困振興特別條例第 9 条 3 項に基づき、補助、補償、振興策を受けた者。
- ・新型コロナ感染拡大により、短期間に営業収入が減少した者

例：2020 年 1 月以降の任意の連続 2 か月間の平均営業収入または任意の 1 か月の営業収入が 2019 年 12 月以前の 6 か月または 2018 年以降の任意の 1 年間の同期間の平均営業収入と比較して 15%以上減少している場合、またはその他の営業収入が減少している場合等

また、昨年において中間納税が免除となっている企業、または法人税、営業税等各種税目の納税猶予、分割納税の承認をすでに得ている企業は、改めて中間納税免除の申請を行わなくても、自動で適用されるとしています。

フェアコンサルティング台湾

(正緯管理顧問股份有限公司)

台北市松山區民生東路 3 段 128 號 7 樓之 1 保富金融大樓

電話：+886-2-2717-0318

担当：坂下 (SAKASHITA)

yu.sakashita@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。